

ALPS処理水の取扱いに係る責任ある対応を求める意見書

国は、本年1月に行われたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、ALPS処理水の具体的な海洋放出の時期を本年の春から夏頃と見込み、安全確保や風評対策などの各取組に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画を改定した。

ALPS処理水の取扱いについては、国際的な第三者機関等による客観性・透明性を高めた中での確認や情報発信などの取組により、国内外における安全性等の理解は当初より広がってきているものの、今後数十年の長期間にわたって続く取組は緒に就いたばかりである。国は、引き続き、自らが前面に立って、全責任を持ち、万全の対策を継続していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 原子力災害からの復興・再生は、国はもとより、東京電力に対する県民・国民からの十分な信頼がなければ成り立たない。そのため、東京電力に対する監督・指導をより一層強化し、正確な情報発信や作業の透明性をしっかりと確保しながら、ALPS処理水の処分に係る取組を進めること。
- 2 ALPS処理水の取扱いを巡っては、なぜ、処分しなければならないのか、海洋放出で安全に処分できるのかなど、漁業者をはじめ、流通業者や消費者等の不安や懸念をしっかりと受け止め、丁寧かつ十分な説明や対話集会など対応の一層の充実を図るとともに、安全性に関する正確で分かりやすい情報発信を強化し、広く県民・国民の理解を得ること。
- 3 ALPS処理水の海洋放出開始後における海洋・魚類等のモニタリングについて、取得データの積極的な公表はもとより、過去や他地域との比較など、農林漁業者等の生産者から消費者に至るサプライチェーンに関わる方々が一目で確認できるよう、分かりやすく、きめ細やかな情報発信に努めること。また、IAEAによるレビューを積極的に受け入れながら、国及び東京電力によるデータの透明性を高め、積極的に国際社会に発信し、安全・安心を目に見える形で示すこと。
- 4 風評対策については、新たな風評を発生させないように、科学的根拠に基づく正確な情報発信を粘り強く続け、国内外での徹底的な理解醸成に努めること。

特に、風評が強く懸念される水産業については、将来にわたり安心して事業継続・拡大できるよう、生産から流通、消費に至る全体を捉えた総合的かつ強力な対策を講じること。それでもなお生じる風評被害への賠償については、地域・業種の実情に応じた賠償基準の早期策定に向け、東京電力への指導はもとより、国が責任を持って対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長

渡辺 義信